

## 第2部 海上交通の安全

### 第1節 海難のすう勢と交通安全対策の今後の方向

#### 1 海難のすう勢

我が国周辺海域において、救助を必要とする海難に遭遇した船舶（以下「要救助船舶」という。）隻数は、昭和56年から60年までの平均が2,157隻、昭和61年から平成2年までの平均が2,120隻とおおむね横ばい傾向にあるが、これに伴う死亡・行方不明者数は、前者の平均が295人、後者の平均が264人と減少傾向にある。しかしながら、プレジャーボート・遊漁船（以下「プレジャーボート等」という。）の海難は、引き続き増加傾向にある。

このことは、ふくそう海域における情報提供・航行管制システムの整備を始め、海難防止思想の普及、民間団体の海難防止活動の展開、気象・海象情報の提供の充実等の各種安全対策を計画的に推進してきた成果が認められる反面、近年の国民の余暇志向の高まりに伴い海洋レジャーが著しく進展していることが、その背景にあるものと考えられる。

ちなみに、最近5年間の海難の特徴は、次の3点に集約できる。

- ① 見張り不十分、気象・海象不注意等の運航の過誤、機関取扱い不良等のいわゆる人為的要因によるものは、それ以前の5年間と

比較して大きな変化はないものの、全体の約7割を占め、高いものとなっている。

② 港内、湾内等の船舶交通がふくそうする海域での海難は、それ以前の5年間と比較し減少しているものの、依然として、全体の約4割近くを占めている。

③ プレジャーボート等の海難が、それ以前の5年間以上に増加傾向にある。

## 2 海上交通安全対策の今後の方向

我が国周辺海域は、厳しい気象・海象条件や複雑な地理的条件の中で、海上輸送活動や漁業活動に加え、海洋を場とする各種プロジェクトの推進等により、海域利用の多様化、海上交通の複雑化が進んでいる状況にある。特に、海洋レジャーの一層の進展に伴うプレジャーボート等の海域利用の増加により、海上交通を取り巻く諸情勢は、従来に増して変化し、更に厳しいものとなることが予想される。

このような状況に対応するため、今後も各種海難の発生動向を的確に見極めるとともに、進展の著しい通信技術等の科学技術の活用や各種施策間の一層の連携を図りつつ、海上交通の安全確保に必要な施策を総合的かつ積極的に推進していくこととする。

特に、船員の資質の向上、運航管理体制の適正化等の海事従事者

に対する施策の充実や海洋レジャー愛好者を始めとする国民全般への海難防止思想の普及等により、人為的要因による海難の防止を図るとともに、港内や湾内等の船舶交通がふくそうする海域での安全を図るため、航路、港湾、漁港及び航路標識の整備、実態に即した効果的な交通規制及び海上交通に関する情報提供の充実等を図ることとし、さらに、海洋レジャーの進展に対処するため、マリーナ等の整備、海洋レジャーの安全に関する指導、プレジャーボート等の通信システムの普及促進等を推進することとする。

また、海難救助体制等の強化を図るため、船艇・航空機の整備、「1979年の海上における搜索及び救助に関する国際条約」(SAR条約)に基づく近隣諸国との海難救助に関する協力体制の充実を図ることとする。